

自治研 1980 11

1980

11

No. 36 特集 労働者の居住地組織づくりのために



神奈川県地方自治研究センター

地域から、地域を、地域に学ぶ政策づくりのために

公開シンポジウム『革新県政をすすめるために発言するつどい』

激動の80年代、私たちは何を考え、何を発言し、どう行動しなければならないか。

革新県政をすすめるため、ヒューマンな庶民生活を守るためドラスティックに発言する場を設定しました。

○とき 12月6日(土)
午後1時30分
～午後4時30分

○ところ シルクホテル5階会場
(横浜港大棧橋入口)
・裏面案内図参照
横浜市中区山下町1
045(641)0961

○参加 だれでも自由に参加できます。

○お問合せ先 神奈川県地方自治研究センター
横浜市中区本町1-7東ビル5F
045(201)1211~3

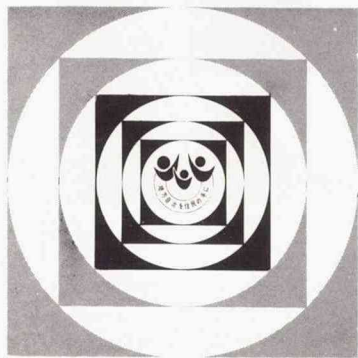
主催



神奈川県地方自治研究センター・革新県政を推進するための政策研究会

自治研 かながわ 1980
11

No. 36 特集 労働者の居住地組織づくりのために



神奈川県地方自治研究センター

記念講演

「80年代における革新運動と地域政策」

前武蔵野市長 後藤喜八郎

問題提起 研究報告

1. 市民のための自由な学習のネットワーク形成にむけて 文化社会連帯分科会
(主査 横山桂次・中央大学)
2. 婦人問題 - 80年代への展開 - 婦人問題分科会
(主査 久場嬉子・東京学芸大)
3. (1) 総合的保育政策の確立にむけて
(2) 脱公害、合成洗剤追放のために 健康と福祉分科会
(主査 家坂哲男・さがみ市民生活会議)
4. 住民主体の住みより環境づくりのために 居住環境分科会
(主査 緒形昭義・横浜国大)

もくじ ◆◆◆ CONTENTS

「効率」より「効果」を重視した政策づくりを - 都市経営論への批判 神奈川大学教授 渡辺 精一……………	3
労働者の居住地組織づくりのために - 労働者居住地組織の研究・中間報告 まえがき……………	8
労働者の居住地組織の目的と意義……………	9
居住地組織の組織化と運動の方向……………	13
<参考資料>80居住者組織のとりくみについて……………	18
編集後記……………	19

「効率」より「効果」を重視した政策づくりを

—都市経営論への批判—

神奈川大学教授 渡 辺 精 一

最近「都市経営論」ということがよくいわれています。その議論の中味はいろいろありますが整理してみますとひとつの大きな柱が貫かれていることに気づきます。それは「最少の経費（費用）で最大の効果（福祉）を」というスローガンです。

ところが「最少の経費で最大の効果」というのは“スローガン”にとどまっているところに問題があるようです。スローガンというのは、“ひとつの抽象的な方向づけをする簡単な歯切れのよい文句”であり、具体的ではないという欠陥があります。問題は、そのスローガンをどのように具体化させるのか、ということになります。

そこで、都市経営論の具体的な内容についてみると大きく次の2つに整理することができます。ひとつは「減量」であり、もうひとつは「効率」です。

1. 福祉切捨ての行政限界論

「減量」というのは民間企業の“減量経営”から借りてきた言葉です。第1次石油ショック以降民間企業は、在庫減らしとか操業短縮とか人員削減とかいう内容の減量経営を行ってきました。いいかえれば「支出をできるだけきりつめる」ということを今までより以上に行おうとすることです。この民間の減量経営と同じことを都市経営論者は自治体においても行おうとする意図であることをよみとることができます。

支出を切りつめる具体的手段には、「行政限界

論」ということが使われ主張されています。行政限界論とは「いままで地方行政が無定量に住民の要求に応じてきた。あれもこれもと行政の範囲を拡大しすぎてきた。それをこの際考え直すべきではないか。節度ある範囲に行政を限定すべきではないか」という議論なのです。それなりにわかるような気がしますが、問題は何を切捨てようとするのかということにあります。

簡単に言えば、狭い意味で福祉行政といわれているものの中からなにがしかのものを切捨てよ、といっているのが行政限界論の中味であるように私にはうけとめられます。このこととあわせて問題となるのは高度経済成長時代に国の指導のもとで、自治体が行われてきた主として企業むけの諸々の公共投資は、切捨ての対象としては考えられていない、ということです。いかに日本経済が停滞化時代に入ったとはいえ、国は企業むけの公共投資を減らそうとは考えておらず、景気浮揚のため自治体を動員して公共事業を拡大したのがこの数年来のことだったわけです。支出を減らそうというのであれば、企業むけの公共投資も当然削減の対象となってしかるべきであるにもかかわらず、なぜか「行政限界論」ではそれを取上げていない。そこに問題がひとつあります。

行政限界論のもうひとつの問題として、この議論が主として国の側からとなえられているということです。つまり国が自治体に対して援助をしないと決めた行政分野を、自治体が切捨てずにそれを行おうとしても、それには援助をしない、という問題点が含まれています。国の考えを自治体に押しつけるという危険性があるわけです。

「減量」は以上のべた問題をふまえている行政限界論によって主導される考え方です。私たちは「減量」についてはマユにツバをつけてうけとめなければならないと考えます。

2. 「効率」の意味を問いなおす

(1) 固有事務が民間委託に

次は「効率」です。効率も民間の企業経営論から借りてきた考え方として、まさに「最少の経費で最大の効果を」というスローガンを示すところの考え方です。「効率」を具体化させるための手法としていくつかの議論や試みが行われています。そのひとつに「民間委託」があります。

民間委託にはいくつかの問題点がありますが、従来から問題とされている反合理化の立場からの見解はここではあえてふれずに、ひとつだけつけ加えておきます。それは、国から補助金をうけて行う補助事業は事実上民間委託できないということです。なぜならば、補助金を交付する国の関係省庁が民間委託については首をタテにふらないからです。いきおい民間委託できるのは補助事業ではない単独事業、したがって自治体本来の事務である固有的性格をもった事務に限定されがちである、ということになります。自治体が本来行うべき事務を民間委託し、自治体では国からの委任事務を行わざるを得ないとなれば、自治体の自主性はなくなってしまうおそれさえある、という問題です。

(2) 計算できないで費用便益分析を

「効率」を具体化させる手法の2番目は「費用便益分析」という考え方です。費用便益分析とは、ある目的を達成するために自治体が行う行政手段のひとつひとつについて、費用がいくらかかり便益がどれだけあがるか、ということを経験して差引き便益の方が大きい手段についてはそれを取りあげて行うという考え方です。ここにもいろいろ



問題点がありますが、最も大きな問題点として指摘できることは、費用も便益もいくらかであるかの計算が、自治体行政サービスについては確定的には行えないという問題です。

費用についてなぜ計算できないかといえば、民間企業が商品を生産するのと比べて、自治体の行政サービスは非常に種類が多いこと、しかも相互に関連しあっており、ひとつの仕事だけをとりあげてそれにいくらか費用がかかっているのかを綿密に計算することは無理である、ということです。他方、便益についても同じことがいえます。考えによっては便益の方がより計算しにくいともいえるでしょう。ひとつひとつの自治体の行政サービスを住民に提供した結果、それによって住民がどのように便益を得たのかを計算するのはきわめて困難なのです。

身近かの例として印鑑証明書を交付するという行政サービスを考えてみると、交付した結果住民はどんな便益を受けるかということは、印鑑証明書を何に使うかによって違ってくるわけです。しかも同じ特定の目的に使った場合に限定して考えてみても、どれだけ便益があがったかについては住民ひとりひとりについて受けとめ方がちがう、ということもあるわけです。つまり、便益とは自治体の提供する行政サービスについて考える限り、誰にでも納得できる形で数量的に計算することは、あえていえば絶対的に不可能であるといいたいところです。

以上のように、費用と便益を計算するのはきわめて困難であり、困難な状況をあえておして計算をするというのですから「費用便益分析」には極めて大きなムリが伴うということになります。

費用便益分析のもうひとつの問題は、仮に費用も便益もある程度納得できるところまで計算できたとして、その結果、ある行政サービスはあまり生ずる便益が大きいからこれをやらないことにするとか、逆にある行政サービスは費用に比べて便益が非常に大きくなるのでこれは行おうと決めてみても、もうひとつのかべがあるのです。そのかべは、補助金を受けて行う補助事業ならば国が補助金を交付してくれるのかどうか、交付してくれなければやりたくともやれないということにもなりかねない、という問題があります。あるいは、地方債でまかなわなければならない事業であれば、自治大臣が起債を許可してくれるのかどうかにもよる、ということになります。

つまり費用便益分析の結果やることに決めた事業がでてきたとしても、補助金や起債許可制度によって結果が左右されてしまうということにもなりかねない。こういう目にみえないかべがついてまわるわけです。

こうして費用便益分析も考え方として賛成できそうに思われながら、実際面に側して考えればかなり大きな問題があるということになります。

(3) 原価管理は労働強化の手段

「効率」の中で3番目に紹介したい考え方は、自治体労働者に「原価意識をもたせる」という考え方です。原価とは何かを考えると、先の費用計算ができないこととの関連で問題がでてきます。仮に原価（費用）が計算できたとしても、何のために計算をするのかという問題が次にでてきます。

民間企業であれば、ひとつの商品を作るのに原価がいくらかかるかという計算をする意義はたしかにあります。つまり作り出された商品をいくらで売なのか、商品の価格を決定する重要な要素として原価が使われるからです。ところが自治体の提供する行政サービスについては価格がつけられません。むしろ価格をつけることが望ましくないというのが行政サービスの本質です。そこでなぜ原価計算をしなければならないかというねらいが、民間企業とちがった別のところになければならなくなるはずで

都市経営論者の「原価計算をすべきである」と強力に主張する意見をもう少し聞いてみると「自治体労働者に原価計算の結果を了知させる（十分によく知らせる）ことが必要である」といっています。おそらく自治体労働者に原価計算の結果を十分に知らせるならば、自治体労働者は自分の担当する仕事を処理するにあたってムダな仕方はしないだろう、都市経営論者のいうきわめて「効率的」な事務事業の執行の仕方を自然と行うようになるだろう、ということになるわけです。その結果、住民の支払う税金が節約されるというのであれば、私も納得できそうにも思われます。ところがここにもマユにツバをつけて聞かなければならない大きな問題がありそうな気がします。

そのひとつは、原価管理につながるという問題です。経営の専門用語で「原価管理」という言葉が使われるときは、これは「労働強化」ということを意味するわけです。労働強化につながるということを自治体労働者自身がどううけとめるか、ということが問題なのです。

もうひとつは、自治体労働者が職務を執行するにあたって原価意識にこだわりすぎると、住民のために本当に必要だと思われる仕事が切捨てられる危険性がでてくるでしょう。自治体労働者に原価意識をもたせるについても、こうした大きな問題を伴うのです。

「効率」のなかで①事務の民間委託、②費用便益分析、③原価意識をもたせる、この3点をみてきましたが、いずれにも問題を伴うということで、結局自治体が「効率」を追求するにあたってはきわめて慎重にならざるを得ない、という結論がでてきます。「減量」にも問題が伴っていたわけですから、減量と効率をふまえた「都市経営論」は慎重に考えなければならなくなる、ということになります。

3. 「効果」に重点をおいた 計画づくりを

ところで、「効率」という言葉はすべての人を納得させやすいひびきを持った言葉であるだけに、

効率をどう考えるのかということが大きな問題として残るところだと思えます。自治体の行政サービスの提供が効率よく行われるということは、その自治体に住民が支払う税金が節約されることを意味しているはずですから、住民の目からみれば「効率」それは大変結構なことだということになりますので「効率」をどう考えるのかという点が残ります。

(1) 「効率」でなく「効果」を

私は都市経営論者の考えている「効率」ということは違った形でとらえたいと思えます。しかし「効率」という言葉が都市経営論者のというような意味で一般化しているだけに「効率」という言葉を使うのにはためらいを感じます。そこで「効率」に替えて「効果」という言葉を使ったらどうかと考えました。さきほどの「最少の経費で最大の効果を」というスローガンがヒントになります。

「効率」と「効果」はどちらがうのか。「効率」とは「最少の経費で最大の効果を」というスローガン全体を意味しており、効果に至る過程に注目したひとつの考え方が「効率」です。「効果」とは、過程ではなくして結果である。つまり「効率」より「効果」という言葉におきかえたいということは、改めて考えてみると、行政サービス提供の過程ではなくして、住民に提供したその結果に注目した方が良いのではないか、ということになるわけです。

それでは住民によりよい「効果」をあげることを、どうとらえるのか。もしも効果を便益としてとらえるとすれば、先にのべたとおり計算でき得ないものになってしまうわけです。そこで、費用便益分析のいう便益でない「効果」をねらいたいと考えています。これには大変多くの課題が含まれており、今後の研究課題でもあります。

(2) 住民のかくれた意思を尊重

そこで、自治体が住民に行政サービスを提供するスタートの時点に重点をおいて考えることはできないだろうか、結果でなくスタートに重点をお

いて考えるとそれが結果をおのずと良い方向にみちびくだろう、と考えてみました。スタートにこそ注意をかたむけるべきだろうということになります。

そのためには、どの地域の住民にどんな行政サービスを優先して提供するのかということを決する段階で、①すべての住民の、②かくれた意思を、自治体が十分に把握することがまず先決になります。そしてそれを「政治的な選択」と「政策的な選択」によって濾過して計画づける、そうすれば選択された行政サービスが執行に移され、その結果もたらされた効果は改めて計算をしなくとも住民にとっては最も望ましい形で受けとめられているはずである、と考えるよと思えます。

(3) 政治的・政策的選択をへた計画を

住民の意思については、政治的選択と政策的選択という2つの濾過装置は、やはり通す必要があるでしょう。「政治的選択」とは、自治体がすべての住民の隠れた意思を十分把握し、それをできるだけすべての住民の意思が反映されるしくみを考え、それを通して体系化させ計画化させるような選択をさします。そのしくみは、おそらく十分住民の隠れた意思を代表できるような代表者と、地方議会の代表者と、行政の執行者の3者の構成になるであろうと思われます。そこを通った施策が行われるべきだということです。

次に「政策的選択」についてです。政治的選択を経て体系化ないし計画化された行政サービスの中には、自治体の首長の考え方はあまり反映されていないものもあり、住民の意思を選択する過程では反映させることのできない首長の政策的な問題も反映させる必要があると考えます。

例えば、自治体の行財政の運営といえども日本経済のあり方と無関係に決めることはできず、地方税収入などは経済的変動に左右されるものです。こうした日本経済のあり方とその自治体行政との関係をどうさせるのかということは、首長の政策的責任における判断になるだろうと思えます。また隣接した自治体との協力関係をどうするのかということなどについても、ひとつの自治体内の住

民意思を把握したなかにはほとんど含まれていないわけです。こうした他の自治体との連帯・協力関係や均衡の問題についても、当然首長自身の政策判断が加えられてよいものだ、と考えています。

(4) 具体性をもった計画づくり

十分把握された住民意思が、政治的・政策的判断という濾過装置を通して、結果として自治体の計画に集大系化されていきます。濾化装置を通った住民意思とはいえ、自治体財政には限りがあるわけですから、1年や2年ですべてができるわけではなく、自治体の計画のなかにとり入れられ計画的に実現されていく必要があるからです。

従来自治体の計画は、基本構想・基本計画・実施計画などをみえますと、かなりきれいな作文に終わっています。こうした計画は改められなければなりません。まず第1に、ひとつひとつの事業ごとに財政の裏づけをハッキリさせることです。自主財源と国・県などからの依存財源、あるいは起債などの区分も当然明らかにされなければなりません。第2には、1年度2年度など各年度ごとに、住民の意思のうち何ができ何ができないのか、計画の最終年度に至っても何ができないのか、できない理由はなぜなのか。こうしたことまで計画のなかにも明らかに示す、それが本来の計画ではないかと考えています。

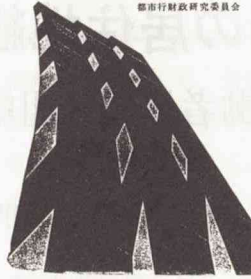
以上の2点が従来の計画とはちがうところです。かなりナマな、ドロドロしたものにはなるでしょうが、こうした計画ができれば住民は問題の所在をハッキリつかむことができるのです。住民にとって問題の所在が明らかになれば、自治体の首長や自治体労働者が国に対して制度改革を要求することの正しさが理解され、改革をもとめる声も大きくなっていくはずで、首長にとっても住民が大きなささえになるものと考えます。

ま と め

いままでみてきたように、「都市経営論」は一

新しい都市経営の方向を求めて 都市経営の現状と課題

財団法人日本都市センター
都市行政研究委員会



新しい都市経営の方向

財団法人日本都市センター
都市行政研究委員会



見もっともらしくみえながら多くの問題があることを明らかにしてきました。最後に「都市経営論」では、国に対して制度改革を要求する方向にはなかなか収斂せず、非常にゆがめられた形で自治体の内部における改革だけにとどまる傾向がつよいことを指摘しておきます。いまの国と自治体との行財政制度のなかにある問題点が十分には明らかにされないままに、「行政限界論」や「効率」をかかげて、国の側から自治体側に対して積極的にはたらきかけてきていることに注目したいと思います。

自治体の内部にもたしかに改革すべき部分が多いことは、計画のあり方について前述のような問題点をかかえているという指摘でも明らかです。しかし「都市経営論」をうのみにしていると自治体内部の改革だけにとどまり、そこで満足してしまう危険性すらあります。内部改革という「木」だけを見て、国と自治体との制度改革という「森」を見失ってしまうことにもなりかねません。

その意味からも、住民主体の自治体づくりを基本理念にすえて、もう一度「都市経営論」について見直してみる必要があるのではないかと考えているところです。

《この稿は、第17回自治研神奈川集会＝企画財政分科会(10月2日)における渡辺教授の問題提起のうち、都市経営論批判の部分のみを月報用に編集しなおしたものです。文責は編集者にあります》

労働者の居住地組織づくりのために

—労働者居住地組織の研究・中間報告—

神奈川県地方自治研究センター
(居住地組織研究会)

まえがき

神奈川県評はいま傘下労働者の居住地組織づくりに取り組んでいるが、神奈川県地方自治研究センターはそのあり方について、80年4月以降県評との共同研究（労働者居住地組織研究会）を開始した。作業はまだ終わっていない。とくに衆参同時選挙によって作業が遅れたが、ようやく前段の作業が終わったので、ここに中間報告としてまとめてみた。

60年安保を契機に主張された地域民主主義は、戦後の「平和と民主主義」運動の担い手であった組織労働者が地域運動に目を向けることを期待した。だが、労働者の地域における運動としては「勤労協」「勤住協」などが、長野県をはじめ主として農業地帯の数県においていまなお続けられている。しかし、札幌市を除けば大都市（圏）にはこうした運動は、まったくみられないといっよい。その理由はどこにあるのだろうか。

まず第一に考えられることは、住宅難を原因とする生産点（職場）と居住地との隔り、過密化の中での孤立、激しい流動性など組織労働者相互が地域生活を通じて親密になる条件を欠いていることである。したがって組合員を地域で把握することすらできなかった。仮りに社宅団地などで集団的に居住する場合は、企業の居住地管理が強まっているため、地域政治における閉鎖的社会になってしまっている。だが、最大の理由は、労働組合

が地域生活に関心を持たなかったからであろう。さらに60年代に入って革新自治体が増加する中で、組織労働者は結果的には地域政治の民主化を革新自治体に託してしまったのである。

だが後に述べるように、今日では組織労働者は地域生活にかかわる問題を避けることはできなくなっている。したがって組織労働者の地域における活動の意義と目的を、いままでの運動の総括のなかから、新たに見つけ出すことが必要であると考えた。

そこで神奈川県評と県自治研センターで共同研究を行った結果について、以下中間報告としたい。

この中間報告の内容として、第Ⅰ章「高度成長と民主主義の変容」では、戦後の民主主義のうつりかわりを概説し、第Ⅱ章「戦後労働運動における地域闘争」では、労働運動と地域とのかかわり、そして国民春闘への道すじと現時点での総括を述べてみた。その上で第Ⅲ章では「労働者の居住地組織の目的と意義」について問題提起を行い、この中間報告の柱ともいべきものである。第Ⅳ章では調査報告や討論の中で出された意見をもとにして「居住地組織の組織化と運動の方向」を示してみた。

〈ここでは紙面の都合により第Ⅰ、第Ⅱ章は割愛させていただいた〉

居住地組織研究会メンバー

主査 横山桂次(中央大学教授), 布川昇(県評事務局長), 池辺貞広(県評), 野立稔(県評), 岩岡義雄(自治労県本部), 高野博司(自治労県本部), 上林得郎(自治研センター)

労働者の居住地組織の目的と意義

1. 労働力再生産のために

今日の労働者は、労働組合の伝統的な運動つまり生産点あるいは職場における賃金・労働条件などの改善運動だけでは、平和に幸福を追求する人間としての生活を向上させることが難しくなっている。というのは住宅、上下水道、教育、医療、福祉、清掃、交通などの施設やサービス、緑、きれいな空気・川・海といった自然環境、市民会館、公園、運動場、美術館、図書館その他都市生活に必要な市民の共同施設、自治体のサービスなどの質が、労働者自身の労働力の再生産のみならず、次の世代の労働力の再生産にとって大きな規制条件となっているからである。従って労働者は、それぞれの生活と関わる地域問題、地域政策、さらには地域づくりに積極的に関わらざるをえない、ということになる。今日の労働者の生活構造が、政府や自治体の地域政策に組みこまれているということである。

以上のことは見方を変えれば、高度経済成長のもとで階級闘争が制度化された結果、資本による労働者の搾取が賃金・労働条件のみならず、地域における消費生活にまで及んでいるということである。つまり体制の労働・地域生活（社会福祉まで含めて）に対する管理機能が強化されているが、その中で自治体の機能の拡大が重要な役割を担っていることに留意する必要がある。先進資本主義国に比べ前述の生活関連の社会資本が著しく貧困であるにもかかわらず、賃金上昇は相対的に低くとも、労働者の中に消費生活の平準化意識、貧困感の喪失、中流意識、私生活中心主義などが進んでいる。事実、多くの労働者は土地、住宅を除けばほとんどの消費財を手に入れることができるようになった。こうした労働者の意識は労働からの

疎外状況をつくり、労働（仕事）に対する生きがいの稀薄化、脱革新化、組合員相互の連帯感の弱化となってあらわれる。そのことはまた、組合運動が一人ひとりの自覚と情熱に支えられているか、執行部の請負的傾向が強まっていないか、組合の中に中央集権化が進んでいないか、など組合運動の存立にかかわる問題としてもあらわれている。

こうした傾向は、地域生活から切り離されたこれまでの職場中心の、つまり企業内組合運動のあり方に原因があるといってよい。したがって、労働者が人間としての生活意識を取戻し、資本の生産点と生活点の双方における搾取を克服するためには、生産点における労働者・生産者としての人格と、地域における住民・消費者としての人格とを統一的に捉えなければならない。労働者は地域活動に参加することによって、この問題を克服することができるのである。労働者が地域生活に眼を向け、そこで活動に参加することを通して、みずからの生活の質的向上をめざすことは、労働者間の連帯意識を強めるだけでなく、中小商工業者、農民などとの連帯をも可能にするであろう。また、地域活動、住民運動や消費者運動との接触、それへの参加によって新しい問題意識あるいは自己革新を可能にし、そうした運動との連帯、共闘をも現実化することができる。それは労働者としての地域リーダーの誕生でもある。

2. 労働の質を見直すために

今日の労働者は自己の労働つまり仕事の質を見直す機会を失っているように見える。それは、コンピュータその他職場における労働の管理技術が高度化し、管理が巧妙かつ強化されたことにもよろう。しかし同時に企業組合ということもあって、労働者一人ひとりの意識だけでなく、労働組合そ

のものが企業の意思に沿う傾向が強まっていることにもよるのである。こうして労働者は自己の労働の意味を問うことができなくなっているのである。

企業の「公害たれ流し」を黙認するか、関心を持とうともしない労働者、それに抗議する住民運動を暴力で制圧するような労働者の仕事とはいったい何か、あるいは情報公開を要求する消費者運動に対し、「守秘義務」「行政の中立性」などを楯に対立する自治体労働者の仕事の意味は何か、が深刻に問われだしてから久しい。こうした場合、たまたま勇気ある労働者が内部告発や情報提供をすれば、たちまち糾弾されるに違いない。それは、そうした行動を支える条件つまり労働組合のバックアップ、あるいは職場の自治権がないからである。たしかにこうした問題について労働者および労働組合の対応は遅れている。しかし、こうした状態を放置することは労働者自身の墮落につながるばかりでなく、労働組合の社会的役割そのものが問われることになる。

労働者が自己の仕事の意味を問い直す契機は、職場よりは地域生活の中にあるとあってよい。その理由は二つ考えられる。第一は、今日の高度資本主義体制の矛盾は地域生活において多様に、しかも深刻にあらわれている。第二に、労働者の活動は職場よりは地域の方がはるかに自由である。こうして、労働者はまず地域生活における諸問題（子どもの保育や教育から始まって医療、交通、福祉、環境破壊その他いくらかもある）を認識することから始める。だが、地域の問題を自分も含めて住民共通の「問題」として認識するためには、自分や家族の生活に強く関わること、あるいは自己の生活の内容を見直し、そこに問題性を発見することが必要であろう。次いで、それらの問題を解決するため地域におけるさまざまな活動、あるいは運動に接触し、参加することによって問題の質を理解し、解決の方法を探ることができる。

こうした職場ではできない地域活動の経験は、問題意識を豊富にし、自己の意識変革すら可能にするであろうが、さらに、自己の労働あるいは仕事に新しい光をあてて問い直す根拠ともなるのである。

3. 地域政治の革新のために

既に触れたように、1960年の安保闘争後地域民主主義の運動が起ったが、それが本格化したのは住民運動と革新自治体によってであった。革新自治体は市政と住民を直結する政治姿勢と、環境・福祉政策によって保守政府、保守自治体に対し先導的役割を果し、さらに市政への住民参加論を提起した。

住民運動は個人の責任による信頼と連帯の運動を通して、個人と権力（国家、公、社会的）との緊張関係をつくりだし、それによって人間としての基本的権利の尊厳を主張した。また、そこから権力の独占物としての公共性を権力から解放する住民自治、直接民主主義の思想を生みだした。住民運動と革新自治体は、これらの運動を通じて地域生活、地域政策が政治の中の最も重要なテーマであることを明らかにし、参加、分権、自治の新しい民主主義を主張するに至った。新しい民主主義という意味は、戦後の民主主義が中央集権による国民統合原理としてしか機能しなかったことに対し、参加、分権、自治は地域生活において機能する民主主義だからである。

ところで、組織労働者は地域生活ないし地域政治の民主化にどう関わったのであろうか。一般的にそうであるが、神奈川県においても県知事をはじめ横浜、川崎、鎌倉、藤沢などそれぞれ多少の程度の差はあるにせよ、組織労働者は革新首長の選出基盤であった。革新首長を誕生させた中心的政治勢力であった、組織労働者は革新地方政権を維持する政治勢力であったから、その限りで地域政治の民主化に一定の役割を果たしたことは間違いない。

だが、革新地方政権は地域における政治権力としての認識、あるいは自覚といってもよい、が弱かったといえよう。そもそも革新地方政権には行政課題と政治課題の二つがあったが、行政課題については政策面において工夫がみられたものの、行政改革は不徹底であった。政治課題については、

住民参加論を提起したが、現実には行政管理型の住民参加に終わっているところが多く、それに期待をかけた住民からは批判を受ける状況である。このように、政治課題としての地域政治の民主化はあまり進展しなかったといつてよい。

それは、革新地方政権の中心的政治勢力であり、革新首長とは政治的共同関係にある組織労働者が、地域づくり運動（地域政策運動）を通じて地域の政治的民主化を運動として進められなかったことにあるといえよう。もっとも、ほんらいこの任務は社会党をはじめ革新政党が担うべきであるが、そしてそれは地方議員を中心に党の活動家によって行われるべきであるが、現実にはそうした運動はほとんど実績をつくりえなかった。そうであるとすれば、その運動は党员協の指導のもとに組織労働者が推進すべきではなかったか。結局、革新政党にしても組織労働者にしても、革新政治勢力としての責任を全うしたとはいえないのである。両方とも首長依存を強めながら政権維持的機能しか果さなかったことになる。事実、組織労働者は集票組織としてしか機能しなかった。

地域政治の民主化は、労働者大衆の要求にこたえる地域づくり、まちづくりの前提であり、それなくしては地域生活において基本的人権を保障するための条件づくり、環境づくりはできない。逆にそれができることによって、「管理型ファシズム」の動きを地域において阻止することができるのである。

4. 自治体革新を進めるために

地域政治の民主化（参加、分権、自治の確立）は自治体を革新することによって進展する。自治体革新とはまず革新自治体をつくることだが、しかし、それが革新地方政権として権力を保守から奪うことだけを意味しないことは明らかである。前節で述べた行政課題と政治課題の両方を運動として追求するためには、まず自治体の行政組織を改革して行政の中で進んでいる中央集権化（管理機能の強化、現場軽視）を改め、次いで低下した

議会の機能を回復すると共に、自治体労働者をはじめ革新権力を支える他の組織労働者の意識を変えなければならない。それは組織労働者が具体的に地域政策づくりに関わることによって、つまり行政側の政策と労働者側の政策とを対置させ、その緊張を通じてはじめて可能になるであろう。組織労働者側の政策提案は、組織、未組織を問わず労働者固有のものもあるが、地域生活に関わるものについては、まず地域にある諸問題を十分認識し（これには地域カルテづくりが有効である）、次いで労働者相互間、住民相互間の討議を経て作成されなければならない。そうでなければ、政策実現のために自治体改革を迫る迫力はでてこないからである。また、こうした作業によって行政のもつさまざまな情報を公開させることができるのである。

自治体革新はまた、自治体行政の分権化を進めることでもある。政令都市の場合、こうした運動はさしあたって行政区を単位に、さらに将来は学区単位にまで範囲を縮めるべきであろう。中小都市の場合はまず市域全体で、次いで学区（学校より大きいブロック別でもよい）単位にまで密度を高めることが考えられる。

自治体革新が労働者の力によって遂行されなければならないのは、自治体の地域社会における、したがって地域住民の生活にかかわる役割が今後いっそう大きくなると考えられるからである。

既に明らかにしたように、高度成長期における自治体の機能は政府の工業化政策と企業集団の要請を受けて著しく拡大した。自治体の事業は質量ともに巨大になったが、それは地域の工業化のための条件づくりに焦点がおかれたのである。しかし、都市問題の噴出いらい住民運動と革新自治体の運動によって、地域住民の生活に欠かせない基礎的条件や生活環境づくりが、自治体にとって最優先の政策課題となりつつある。そのうえ、石油ショック以降わが国の産業構造は、素材供給型の重化学工業中心から地域福祉型への転換が要求されている。政府の三全総ですら「自然、生産、生活の調和」を求めた新しい地域産業政策を提起せざるをえなくなっているのである。このような地域経済まで含めた地域づくりにおいて、主体となる

のは自治体と地域住民であり、とりわけ自治体の役割は大きくなる。その自治体の役割を政府や企業の下請的機能とするか（事実、三全総の狙いは政府の手による地域の新しい再編成にあるのだが）、それとも住民の利益に即したものにすることは、自治体改革にかかっているといっても過言ではない。

5. 企業活動を地域で コントロールするために

55年以降の地域開発時代における企業の行動様式は、総じて地域収奪型であったといっていよい。そのため地域住民、自治体の中で工業化さえすれば地域は繁栄するという空気は薄れている。とりわけ地方労働力の雇傭が少なく、生活環境を破壊するような企業に対しては拒否的態度を強めている。こうした状況の変化を反映して、企業側でも地域で孤立しては活動できないという意識をもちはじめ、企業なりの方法で地域に定着しようと試みている。たとえば、企業は、企業と住民との間に入って融和活動をする従業員組織をつくる傾向があるが、これは住民対策であり住民管理である。それは住民運動を選別し、企業に協力的な運動を助成し、批判的、抵抗型の運動を抑圧するという企業側の一般的態度にみられるものである。

一方企業は、自治体の議会、審議会などに企業代表を送りこみ、自治体の地域計画に企業利益を反映させようとしている。こうした企業の自治体および住民への対応は、企業活動が住民の意思を無視しては難かしくなったことを示しているが、住宅をはじめさまざまな都市施設の建設や経営に企業が進出する傾向は強まっており、企業活動に対する住民の側からのコントロールがいっそう必要になっている。その場合自治体革新による規制が有効であることは前節で述べた通りである。とりわけ、高齢化社会への移行を背景に地域福祉雇傭の創出、地域（生涯）教育などを考える場合、自治体の公共投資や企業の投資の配分の基準を、市場の論理からではなく、労働者の生活の論理、地域民主主義の視点からコントロールできる能力を蓄積しなければならない。ここでも組織労働者

の地域生活に根ざした運動が必要になってくる。

6. 国政革新の基盤 づくりのために

地域政治の民主化、自治体革新は基礎自治体である市町村において、住民参加を基軸に自治能力を高めることであるが、それは自治体を厳しく規制する中央集権的行財政制度の改革によって、地方分権を制度的に確立することである。自治体における自治能力の高まりは、地域政治の民主化を意味するから、この運動が進展することは国政革新の条件を地域においてつくることでもある。これまでの革新自治体はこうした展望を実践的にもちえなかったのである。

しかし、参加・分権・自治に収斂されるこの運動の目的はそれにとどまらない。こうした運動の蓄積そのものが社会主義への移行過程つまり社会主義の内容を規定するのであって、将来社会主義政権が確立する場合にも地域民主主義（参加・分権・自治）は現実性をもつことになる。

7. 労働者の居住地組織の 確立に向けて

これまで述べたことから明らかなように、組織労働者の地域における活動が今日ほど切実に求められている時代はなかった。あるいはこうもいえるだろう、戦後の労働運動は80年代に入って漸やく地域運動に関心を向けることになったと。しかしこのことは、伝統的な労働組合運動つまり企業間の賃金闘争を軽視するものでないことはいうまでもない。この運動は、組織労働者の運動領域を生産点あるいは職場から地域へと拡大することによって、労働者自身の意識のみならず労働（組合）運動の革新をも展望しているのである。この二つの運動は相互に規定し合い、相互を促進するからである。

組織労働者が地域活動を通じて地域民主主義運動に参加することは、政党その他の団体に対し労

働者の大衆組織としての存在理由、独自性を確立することである。だが、そうなることは、それぞれの地域における組織活動が地域の経済的、政治的諸条件に応じて行われることであり、したがって活動そのものにそれぞれ創意と自発性が具わることである。つまり、それぞれの地域の労働者組織の活動が、県評のような全県の上部組織から相

対的に独立する自治的活動であることを意味する。またそれは、地域組織の活動において一人ひとりの労働者が自立することでもある。労働者の地域組織の活動がそのようなものになったとき、労住共闘、労住提携ははじめて可能になるであろうし、政党その他の団体に対して影響力を強めることになるであろう。

居住地組織の組織化と運動の方向

1. 組織化の方向づけ

(1) 組織化における段階

労働者のつくる居住地における地域組織の組織形態は、理論的にはいくつかの形に分けることができる。地域の組織労働者だけの組織、居住地域の組織労働者のうち任意の個人加盟の組織、企業（単組）の社宅や公舎などだけでつくる組織、組織労働者だけでなく一般住民も含めた組織などである。そのいづれもが、それぞれの特徴をもち、長短所がある。

労働者が地域における活動を強化しようという方針のもとで、組織化をすすめるようとする場合、その目的・意義に添った組織形態が考えられなければならない。例示したうち任意の個人加盟方式はそれなりに自立性・独自性を保ち得るが活動領域では一定の限界が生じるであろうし、社宅・公舎だけの組織では企業のワクをこえることができないであろう。

そこで、地域における組織化をすすめるにあたって、その組織構成員や組織形態は、いくつかの発展段階に分けて考えてみる必要がある。具体的には、次の3段階のステップをふんで組織化されることが望ましいと考える。

第1段階……まず県評傘下の各単組、単産ごと

に自らの組織構成員を地域別に掌握し、各地域ごとに居住者会議（仮称）をつくりあげる。この場合、各単組、単産ごとに活動家のリストアップや居住者名簿の整備などから始められるであろう。単組、単産の居住者会議が、それぞれの地域で横に連携をもち交流・意見交換をすすめる、地域組織として確立する。県評レベルの地域組織が第1段階といえる。

第2段階……県評傘下の組織労働者だけでなく、中立労連・新産別・純中立の組織労働者と共に、地域活動や共闘をすすめるながら、居住地での組織化をすすめていく。この場合、地区労加盟の各労働組合の理解と協力が必要であり、そのために地区労の果たす役割は大きい。組織労働者だけの地域組織、これが第2段階である。

第3段階……組織労働者だけでなく、未組織労働者、中小商工業者、住民運動家などとの連携と共闘をすすめるながら、広範な地域住民の組織化をすすめていく。この場合、地域ごとの連帯や地域住民の自立が促進されることが必要となり、労働組合の職場における活動とはかなり異った活動領域となるであろう。そのうえで県評の活動領域も質的変化がおき、役割を任務にも変化をもたらすことになる。そのうえで地域における「参加・分権・自治」がより一層拡充されていくであろう。

これらの3段階は、県内のすべての地域で画一的並行的に同一歩調ですすめられるとは考えていない。ある地域では第1段階でとどまるところもあろうし、他の地域では一息で第3段階にまでつきすすむところもでてくるであろうし、第1～第

3段階までが同時並行的に進んでいく地域もでてくるであろう。それは、それぞれの地域事情や地理的条件などが異なるためにおきるのであり、その差異は当然でてくるものである。

論理的には、第3段階にまで到達することが可能ではあるが、労働者の勤務地（職場）と居住地（地域）が同一であれば第1段階や第2段階までの組織化は比較的しやすいであろうし、同一でない居住者の多い都市部ではかなりの困難さがでてくると思われる。さらに、地域問題に対する関心の高低、地域活動の必要性の認識の高低なども、組織化のすすみ方に影響を与えるものである。

いずれにせよ、どの段階にとどまっても、

80年代は地域問題の解決めきにした運動方向は考えられないわけであり、組織化の努力を組織をあげてすすめることが必要である。

(2) 組織化にあたって留意すべき点

組織化にあたって留意すべき点として、まず組織構成員をどうするか、ということがある。県評のつくる地域組織である以上、県評を構成する傘下組合員は当然この地域組織の構成員となる。地域の活動である以上、組合員だけでなく家族もその対象となり得るのもまた当然であろう。第1段階でも第2段階でも同様である。この場合、特に婦人のはたす役割は大きいものがあり、理解と協力をよびかけながら、積極的に参加をもとめていく必要がある。県評主婦会の組織拡大ともリンクされる必要があろう。

さらに、組織労働者だった人が高齢退職された場合など、地域活動の場では共同して行うことができる。退職者会の組織化とあわせて、地域での活動の協力をもとめていく必要がある。

留意すべき点の第2は、労働者間の意見の対立の問題である。地域組織が活動をはじめていくと、住民としての労働者の要求が、労働現場の労働条件にかかわる問題として、労働者間での意見や見解の対立がおきることがある。例えば、終バスの時間延長をもとめる要求と、そのバスの運転労働者の労働条件との対立、長時間保育の要求と保育労働者との対立、などがそれである。

この場合、地域組織の中で対立関係を防ぐためこれらの問題から回避しようとする態度はとるべきでない。率直に双方の意見を出しあい、対立の原因が労働者側にあるのかどうか、要求内容が地域住民の切実な要求となっているかどうか、解決させるためには具体的にはどうすればよいのか、など十分話しあう必要がある。

こうした意見の対立は、第1、第2段階の組織労働者だけの組織でも起ると同時に、第3段階の地域住民を含めた組織に発展した場合はより多くの対立点が生じることが予想される。また対立内容も組織労働者対未組織労働者あるいは地域住民という様相になり深刻な事態におちいることもあり得る。この場合でも、これらの問題を回避してはなるまい。十分な話し合いを行い、対立点となる本質的要因が制度や法律にある場合が多く、そのことをお互いに理解しあいながら、共に解決させる方向を見出す努力を重ねる必要がある。

2. 地 域 の 範 囲

労働者の居住地における組織化にあたって、組織すべき地域の範囲をどうおさえるかという問題がある。県評の「居住者組織構想」によれば、「第1案 — 現在の地区労加盟組織単位ごとに各単産が単組の居住地組合員を組織して、地区労運動を連動させる。第2案 — 県下各市町村ごとに、各中学校区を単位として、地区労運動の指導のもとに県評加盟組合のすべての労働者を組織化する。」の2案となっている。

地域運動である以上、すべての地域が同レベルで組織化されるとは考えられないし、地域の範囲も必ずしも同一である必要はないと考える。また、運動の発展や、前述の3段階の組織化の段階によって地域の範囲も異ってくるであろう。

それらを前提にして試案を示すとすれば次のようになる。

第1、第2段階 — この段階では必ずしも地域の細分化を当初から行う必要はない。市区町村など行政区別に一本化して組織化をまず進めること

から始めてよい。単組・単産間の交流が進んだ段階で、組織労働者の地域別分布の状況などを勘案しながら、細分化をすすめていくことになる。地区労組織がいくつかの行政区域にわたっているところでは、市区町村ごとにまず組織化すべきだと考える。

第3段階 — この段階に到った場合は、小学校区、中学校区あるいは行政の地区割などを参考にしながら、細分化した組織となることが望ましい。地域の細分化を行うその範囲の規準として①地域的同質性、②施設利用圏域など機能的同一性、③地域住民の認知でき得る範囲、の3つが必要であろう。これらを規準にして、各市区町村の実態にそって、できるだけ細分化されることがのぞましい。

また、いずれの段階においても、自治体との関連は常に重視されるので、市区町村ごとの単一組織体であり地域細分化後は支部又は班組織となりつつも、支部なり班なりの活動の自主性自発性と自立性を十分尊重するものであることが必要と思われる。

3. 組織化にあたって県評、 単産の任務と役割

(1) 県評としては、反自民・反独占の立場に立つ地域・生活点での闘い、および職場・生産点での闘いの強化を軸に置いている。この両側面からの運動の強化は、車の両輪にたとえられるもので、どちらも欠くことができない。

とりわけ、今日、国民春闘の強化・発展が運動の主軸におかれ、この闘いが、職場・単産の運動にとどまることなく地域・生活点で幅広い勤労者との提携にもとづく運動が必要となっている。

しかし、この幅広い勤労者との提携と、生活点からの運動の必要が強調されるのに対して、労働組合の実際の対応は、これとは裏腹に取り組みの不十分さがある。

また、労働者の居住者組織をめぐる運動について、県評内での議論の傾向は、総論（目的と

意義）には賛成するが、各論（運動化・組織化）には躊躇する傾向があり、したがって、今後とも地域運動の強化とともに、労働者の居住者運動についての大衆討議を深めていくことが重要である。

(2) 地域・生活点からの運動は、当然のことながら生活者の側からの要求にもとづいて運動が行われ、分権・自治が主張される。つまり、この運動は、生活（消費）と労働（生産性・利潤）、分権と集権の対立を明確化させる。

このことから、地域運動の発展につれて、居住者組織の運動は、資本・自治体など諸組織、労働組合の間に、対立や摩擦が生じることは必至である。

また、県評・単産・単組の間に「機関決定のおしつけ」「請負（代行）主義」など日常の運営上においても矛盾が生じるおそれもある。

したがって、労働組合は居住者組織との間に十分な連絡、調整をとる必要があるとともに、何よりも、居住者組織を引き回しにしたり、行動を統制しようとするのではなく、組織の自主性を十分に保障していく必要がある。

(3) 労働者の居住者組織は、地区労との間に十分な連携をとりながら運動を進めることを原則とし、とくに、地区労の地域運動、生活・制度要求闘争の分野において積極的な役割を果たすことが必要である。

すでに、地区労として居住者組織についての方針を提起している地区を除いては、地区労と居住者組織の組織上の関係は今後の具体的な運動をとおして十分に検討される必要があるが、運動上では、地区労と連携し、さらにきめ細かい生活点からの対応が行われなければならない。

また、県段階の「いのちとくらしを守る共同行動委員会（いのくら）」は課題別（要求別）に結集した幅広い運動団体の結集体であり、課題別の活動家の結集と対応能力の強化とともに、県段階で問題の解決をはかっていくためにも居住地での運動のひろがりが必要である。そのため、居住者組織 — 地区労 — 「いのくら」との連携が必要である。

(4) 居住者組織を確立していくために県評は、単

産加盟方式を提案している。

この方式は、単産・単組が組合員名簿を市・区単位に区分・整理し、市区単位に単産・単組の市区居住者会議を結成し、この市区単位の居住者会議が結集して市区居住者組織とするものである。

さらに、こうして作られた居住者組織の実際の運動を組織化していくためには、連絡をとりあったり、顔を知り合ったりするための労力だけでも容易なことではないことから、地域活動に興味をもっていたり、すすんで行動をしようとする活動家が配置されなければならない。必ずしも職場活動家が地域活動家ではない（むしろ、結果としては職場と地域での両方で活動を両立させることはむづかしい）し、すでに、職場で目立たない組合員が地域ですばらしい活動を行っている人もいる。単産・単組・県評は、こうした活動家をさがし出したり、生み出していく努力を必要としている。

また、地域での活動にあたっては、生活点からのあらゆる社会的諸制度、法制度上の資料、知識を必要とする。これらは、個人で知ることには不可能なことであり、これに対応するセンター、必要に応じた研究も必要である。

- (5) 労働者の居住者組織の活動を保障していくためには、日常的に、会員相互間の連絡がとれる体制、つまり、連絡できる間借り又は独立の事務所、半専従または専従の役員か職員をもつことが望まれる。そのための人材の確保と財政の保障は、会員の会費のみでまかなうことは不可能であり、単産・県評の保障が必要である。

4. 具体的な活動の方向

勤労者の居住地における組織が、具体的にどのような活動を行うのか、ということについては、地域がかかえている問題状況により異なるのが当然である。いくつかの他県での勤労協の活動内容と、神奈川における地域状況をみながら、活動の指針を示すとすれば、次のような活動が考えられる。

また、組織化のすすむ状況と活動内容は、当然表裏一体のものであり、地域の組織化のすすみ方によって変化することをあらかじめ留意すべきであろう。

(1) 福祉・連帯・レクリエーション活動

居住地において労働者（含地域住民）の福祉活動を推進し、相互の連帯を強め、親睦と交流を深めるために行う文化・スポーツ・レクリエーション活動などである。

具体的には、①文化・体育・美術・芸能やレクリエーション・娯楽大会など親睦交流のための諸活動

②地域における労働者福祉活動を推進するための、労金利用の拡大、労済の生命・火災・交通共済などの地域での推進

③会員の交流と情報を伝えるためのニュース、チラシ等の発行あるいは新聞、雑誌（ミニコミ）の発刊

④会員互助のための各種ボランティア活動、募金カンパ運動、これらの活動は組織化のどの段階においても必要であり、特に②は未組織労働者や一般住民に組織を拡げていく場合の目玉ともなり、財政的基盤の強化にもつながるものとして重視される場所である。

(2) 消費者活動

居住地における生活上の消費活動を円滑に行い、かつ廉価で安全な商品を消費できるようにするための諸活動である。

①野菜・果物・海産物などの生産地と消費地をむすぶ産地直売の活動。さらに無公害有機農業との連携なども含まれる。

②有害食品・有害商品の追放、合成洗剤の追放と石鹼利用の活動、そのための消費者学習の組織化

③労信販生協などの連携による物資あっせん、共同購入活動、指定店運動、さらに反インフレの諸活動

④資源再利用のための不用品交換市、ゴミの分

別収集やリサイクル運動、カン・ビン回収条例化運動、ものを大切にす運動。

これらの活動は多くの地域ですで行われているものであり、会員自らの利益にむすびつくと同時に、消費生活の考え方を変える運動でもある。

(3) 地域の民主化と生活環境を守る活動

居住地において生命と健康を守り、公害自然破壊などから生活環境を守るための諸活動である。

(2)とむすびつけながらすすめていく必要がある。

①有害食品の追放・学校給食改善・薬害根絶などの活動

②大気汚染、水質汚濁、騒音防止、振動地盤沈下の防除、近隣公害の追放など、公害から生活を守るための諸活動

③地域を地域から学ぶ地域学習活動、地区カルテ（地区診断）づくり運動、生涯学習活動など、住民の自立を促し活性化するための諸活動

④自治会、町内会など既存の住民組織の民主化のための諸活動

これらの活動を積極的に推進するためには、市町村行政の役割として住民の自発性を尊重し、活動が活性化し啓発されるための情報提供、条件整備が行われなければならない。そうした自治と連帯のための地域政策づくりも、居住者組織の課題となってくる。

(4) まちづくりと生活制度要求の活動

安全で快適な地域生活を行えるようにするためのまちづくり運動や、年金医療の改善や減税増税反対などの生活制度要求を解決させるための地域での活動である。対自治体への要求、議会への請願、直接請求など広範な活動形態が考えられる。

①道路（建設・補修・安全対策）、交通、下水整備、河川改修、ゴミし尿の処理、公園緑地の確保、保育所設置、身障者・高齢者の福祉、公営住宅、学校教育など地域生活の向上のための公共施設の整備の要求、そのための住民要求アンケート調査の実施

②地区カルテにもとづく公共施設整備状況の公表、運動要求行動の提起

③医療制度改善、救急医療施設の整備、年金制度改善、不公平税制是正、減税・増税反対、税外負担軽減などの生活制度要求の地域での展開

④雇用創出、雇用確保についての自治体での担当設置の要求、労働行政の推進の要求

これらの活動は、いわば国民春闘の内実化でもあり、地域での日常的通年的に闘われる課題である。この課題を地域で追求するとき、ナショナルセンターをのりこえた地域における共闘体制をつくりあげることも可能であり、地域からの改革の糸口ともなり得るものであると考える。

(5) 平和と民主主義を守る活動

ともすれば企業社会の中で埋没し忘れがちである「平和」と「民主主義」の問題を、もう一度地域からみなおそうとする活動である。運動の原点にたちもどることになろう。

①平和憲法を守る運動、原水爆禁止・被爆者援護、反基地・反安保・反自衛隊など平和を守るための諸活動

②民主教育をすすめる、郵政事業の民主化、国民税番号制反対、司法反動化阻止など民主主義を守るための諸活動

③人権擁護、部落差別・男女差別・職業差別などをなくす活動など、基本的人権を確立させるための諸活動

〔参考資料〕

80年度居住者組織のとりくみについて(神奈川県評)

県評は第26回定期大会(1975年)で長期路線委員会を発足させ、単産タテ割に組織された県評組織の運動をさらに各地域段階でも発展させるべく、ヨコ割組織(居住者組織)の検討、研究が行われ、ここで県評の居住者組織への結成についての構想を確認(1976年)した。

その後、県評大会での方針決定、地区労への提起、先進県(北海道、長野など)の視察、地方自治研センターと共同研究等を通じて、構想から実践、各単産、単組組合員への協力要請を進めてきました。(県評強化対策委員会の討議経過と調査報告-県評労働者居住地組織の研究-県地方自治研究センター)

県評第32回大会(1980年)で、居住者組織の確立に対するとりくみについて提案、その決定をうけた第1回常任幹事会は居住者組織のとりくみで次のことを確認しました。

- ① 単産代表者会議を10月中旬に開催し、具体的とりくみについて協議。
- ② この会議終了後、ただちに各単産別区市別活動家の登録を行う。
- ③ この会議の協議を経て、1選区1ヶ所の組織化モデル地区を選定。(前年モデルの藤沢を除く)
- ④ 12月末までに活動家登録を完了し、81春闘の学習会、活動家任務配置へと継続。
- ⑤ 活動家学習のための「地区別労働学校」は1月～3月下旬までに完了。このため本年度は、具体的に次のことにとりくみます。

1. 組織づくりについて

1. 各単産の全県行政区別居住者数、担当者の登録を行う。
2. 1選挙区1ヶ所のモデル地区を選定する。この場合、活動家(県評組合員の集中度)の状況、地区労との関係、地域での実情などを勘案しき

める。

3. モデル地区の各単産(単組)居住組合員の5～10%活動家登録を行う。この場合高退会、主婦会も配慮すること。
4. この選定後、各単産は居住者(登録者)集会をひらき、居住者組織の意義と目的の徹底、役員体制の確立、国民春闘路線の状況などについて、意志統一をはかる。
5. モデル地区で各単産ごとの居住者集会終了後、各単産の役員(居住者組織)が会し、〇〇区市勤労者協議会(仮称)発足の準備委員会をつくる。
6. 準備委員会の中で、規約、役員体制、活動内容などについて協議をする。この場合各地域の状況に応じた方法を考える。
7. 発足総会は登録者、組合員全員を対象に(県評より連絡通信費交付)、勤労者協議会を結成する。活動については、該組織の自主性を尊重するが、神奈川県評の方針を逸脱しないこと。
8. 1～7の一連の作業を進めるため、県評は次の体制をとる。
 - 役員をはじめ組織をあげてとりくみ、組織対策委、組織財政委員会などにも、進展状況に応じて検討をねがう。
 - 事務局は生活対策部とし、各選挙区の担当は、地区担当県評オルグ団とする。
9. 各行政区ごとに勤労者協議会ができた段階で神奈川県勤労者協議会(仮称)をつくり、各勤労協との交流と連帯を深め、活動を進めます。
 - 県勤労協は全国勤労者協議会連合(1982年結成予定)に加入し、各県勤労協との交流と連帯を深め活動を進めます。

2. 活動資金について

1. 県評の助成金
 - 各単産に対する連絡通信費の交付

- ○○区市勤労者協議会への助成金
- 2. 各単産の分担金
 - 単産居住者会議の運営費
- 3. 地方自治体の寄付, 助成
 - 勤労者協議会が発足した段階で, 自治体に要請する。

3. 役員体制について

1. 各単産居住者組織の責任者は, 勤労協の役員として業務を分担する。
2. 会長, 副会長, 事務局長, 幹事など役員選衛に高令者退職者の会, 主婦会を配慮すること。

4. 活動内容について

1. 当初は, 居住組員がお互いに知り合い, 交流をはかることが必要である。特に居住組員の世話役, 連絡等の役割をになう活動家の地域問題への関心喚起, 自治体労働行政の状況等について学習を深めること。
2. 各居住地での生活環境の改善(医療, 学校, 保育, 道路, 排水等)のため, 地域点検を行い, 要求化し, 対自治体要求を行うこと。
3. 福祉事業団体の地域展開を促進し, 労金, 労済, 地域生協等の活動を行うこと。

編集後記

「地方の時代」がさげばれて, 地域政策がさかんに議論されている。当センターが中心となって一年間研究を続けてきた革新県政をすすめるための政策研究会のレポートがまとまった。その発表をかねてシンポジウムを企画している。そのテーマは“地域から, 地域を, 地域に学ぶ政策

づくりのために”である。会員の積極的参加を期待する。

神奈川県評の居住地における労働者の組織化のための運動がはじめられた。都市部での組織化は地方においては皆無という。この運動の目的を意義を中心に今号は特集してみた。本文100ページにのぼるものだが, 中心部分のみの掲載にとどめたが, 近くパンフ(小冊子)の発行を予定している。組織化の推進の一助となれば, と考えている。

1980年11月25日発行

自治研かながわ月報 第36号(1980年11月号)

発行所 神奈川県地方自治研究センター
 発行人 広田 武治 編集人 上林 得郎 定価 1部 200円
 〒 231 横浜市中区本町1-7 東ビル 5F ☎ 045(201)1211~3
 振替口座 労働金庫本店 1365-100982 横浜銀行市庁舎支店 317-844970

自治研かながわ月報第三六号一九八〇年（昭和五五年）二月二十五日発行（毎月二十五日発行）定価一部二〇〇円
発行所／神奈川県地方自治研究センター 横浜市中央区本町一ノ七 東ビル五階 〇四五（二〇一）一二二一

発行人／広田武治 編集人／上林得郎
印刷所／有限会社 横浜プリント

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局または自治労県本部にあります。会費月 400円 の半年分または1年分をそえてお申し込みください。
3. 詳細は自治研センター事務局 ☎045 (201) 1211, または自治労県本部 ☎045 (681) 7821 へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が毎月送られます。
2. 「月刊自治研」（自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120～150ページ定価350円）が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。